

知ってください、真実を！

No.1

津幡町の皆様へ

河合谷地区振興会・河合谷小学校の存続を求める会

河合谷小学校は平成14年3月に特認校と認定され、地域をあげて忠実に条件を満たしてきました。ところが、来年3月に閉校を決定されました。しかし私たちは納得しておりません。

河合谷住民に説明も協議も一切なく、期間のない間に新聞に住民の了解を得たという記事、平成19年度に閉校するという記事で、住民は初めて知って、きつねにつままれた感をいただき、町のやり方に憤っています。

是非その実情を知っていただき、私たちを応援して下さるようお願いいたします。

町教育委員会の説明に納得しない理由

【1】閉校の説明①～③

- ①地元児童数の比率が低いこと ⇒ 文科省は、地元児童数の比率について規定を設けていない。
- ②質の高い教育環境が保てないこと ⇒ 少人数ゆえの優れた教育ができる(特認校設置の条件)
- ③耐震工事の費用が高いこと ⇒ まだ診断すらしていないし、河合谷小の他4校も診断なし

【2】がまんならない閉校までの経緯

- ①地区住民・PTA 保護者に突然の電話連絡をただけで文書連絡もなく、その後の新聞報道は、存続についてなんら議論をしていないのに閉校を決め付けるものとなった。閉校の通達のみで、誠意のある話し合いは一度もない。
- ②新たに転入学する児童が数名いたことを意図的に明らかにせず、平成18年度の児童数は9名と報告したため、存続しない方向付けにさせた。新聞報道の影響もあり、結局1名の転入学となった。

【3】閉校してもマイナスにならない河合谷小の教育予算

学校存続による町財政圧迫の一因と説明 ⇒ 一般交付税と普通交付税を合わせると、2,100万円が町に入る。この金額で十分存続でき、町財政をなんら圧迫していない。河合谷小の平成18年度予算は1,280万円が算定され、支出は平成17年度1,360万円である。

※ 地域及び PTA 保護者が河合谷小の特認校制度に賛同しており、全世帯を会員とした一口2千円の会費、振興会からは毎年30万円を小学校助成金として計上し、学童保育も独自で運営している。地域が一体となって経済的支援も行っている。禁酒によって学校を建てた先人の精神が、今も脈々と受け継がれている。

【4】数少ない教育に関する説明

多人数の中で切磋琢磨する教育 ⇒ 少人数でも切磋琢磨はできるし、切磋琢磨を教育理念に位置づけるよりも、お互いを認め合うことができる少人数のよさを認めるべきであり、特別認定校の設置目的でもある

以上、禁酒で建てた河合谷小は、世界に誇る教育文化の歴史があり、河合谷の地域のみならず津幡町の宝として存続を求め、今後、様々な活動をしていきます。

津幡町立小学校における転・入学の特別認定校制度（津幡町教育委員会）

1. 通学区を越えて転・入学できる特別認定校制度を設置することの趣旨について

21 世紀に入り今、社会・教育情勢の大きな変化の中、地域や保護者の要望の多様化に対応すべき制度の一つとして、津幡町教育委員会が、この制度を通じて町の教育目標のもと「特色ある学校」の実現をはかることを趣旨とする。

2. 制度を選択できる学校

対象学校は、町の教育目標のもと、「少人数ゆえのすぐれた教育」を実践している学校。そして「特色ある学校」として豊かな自然環境、社会環境等を生かし、地域ぐるみの体験活動、総合的な学習の時間等のすぐれた教育実践を実現している学校を制度の対象校とする。津幡町教育委員会が、当該学校を認定することで、町内在住の保護者及び児童は、希望すれば、許可を得て当該学校に通学することができる。

3. 特別認定校については、以下の条件を満たしているものとする。

①津幡町教育委員会が認定にいたること

当該学校が、町の教育目標のもと「少人数ゆえのすぐれた教育」、「特色ある学校」としてふさわしい教育目標、方針及び内容を掲げ、継続的に研究実践を積み重ねてきていること。

②地域及び当該学校の保護者がこの制度に対して、賛同と継続的な取り組みがあること

この制度の実現にいたるまで、地域の活性化に向けて、学校に対して地域住民、保護者の協力と賛同が得られていること。
また、実現への具体的努力がなされていること。

③保護者の同意、要望があること

当該学校の、教育目標及び特色ある教育活動に積極的に参加できる町内在住の保護者、児童の賛同が得られること。

④当該学校は、事業の目的と実施制度についての評価を行うこと。存続については学校、地域、津幡町教育委員会が協議すること。

以上、津幡町教育委員会は、町内在住の保護者・児童に限り、「転・入学の申請」を適切と認めた場合、特別認定校への通学を認めるものとする。

4. 特別認定をすることの意義について

学校にとって

①新しい児童の転入学により、少人数の中でも、さまざまな考え方・生き方のできる児童同士の関わりの機会を増やすことができる。

②新しい児童の参加は、多様な教育活動につながり、教職員による学校の活性化の手立てとできる。

地域にとって

①学校の果たす役割に地域住民の期待が高まり、地域活性化につながる諸活動が盛んになる。

保護者にとって

①地域外の多様な考え方が混じることで、保護者の意識を高め合うことができる。

津幡町教育委員会の基本的立場

①町の教育目標に基づき、「特色ある学校」づくりの一例を提示できる。

②この事業が地域・学校・家庭の協力・連携を求め、子どもを育てることの意欲的な取り組みとして、支援できる。

③学校多様化の動きの中、通学区の弾力化の一例とすることができる。

5. 特別認定校の決定について

①町教育委員会は、学校、地元の要望を受け、学校教育課の審査を通して特別認定校の条件を満たしていると決定した時、設置を決めることができる。

②町教育委員会は、制度の実施、学校の選定等、決定にあたっては、県教育委員会、地元関係者等の意見を十分に聞くものとする。

平成 14 年 3 月河合谷小 認定される